



○公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 4 月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
  - (1) 名 称 長野県総務部市町村課
  - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
  - (1) 名 称 財団法人 地方自治情報センター
  - (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
170,646,497円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市 町 村 課

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日  
平成14年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 健康増進活動支援協会
- 3 代表者の氏名  
田 中 幸 夫
- 4 主たる事務所の所在地  
下伊那郡高森町山吹5948番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、健康増進に関する幅広い分野で研究及び教育普及活動を行なうとともに、不特定多数の市民及び団体等を対象に助言、支援又は協力を行ない、健康増進活動をはかり保健、福祉の増進、社会教育の推進、スポーツ振興、子どもの健全育成等の公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課

## ○公 告

平成14年4月16日、高瀬川右岸土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## ○公 告

下高井郡木島平村における県営菜の花地区御堀丹後換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年3月29日行った。

平成14年4月22日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

## ○公 告

立科土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月22日

長野県佐久地方事務所長 篠 原 寿 人

## 理 事

## 新 任

氏 名	住 所
古 川 軍 一	北佐久郡立科町大字塩沢805番地 2
中 根 晴	北佐久郡立科町大字桐原644番地
小宮山 睦	北佐久郡立科町大字藤沢469番地
小 林 雅 則	北佐久郡北御牧村大字下之城1535番地
小 林 昌 知	北佐久郡立科町大字山部824番地 1
荻 原 秀 幸	北佐久郡立科町大字牛鹿1145番地
荻 原 宏 司	北佐久郡立科町大字牛鹿423番地
塩 澤 宗 夫	北佐久郡立科町大字宇山467番地
塩 澤 時 雄	北佐久郡立科町大字茂田井2250番地 3
春 原 喜久夫	北佐久郡立科町大字藤沢582番地

## 重 任

氏 名	住 所
六 川 長三郎	北佐久郡立科町大字塩沢1175番地

遠山達雄	北佐久郡立科町大字字山878番地
中川袈裟一	北佐久郡立科町大字芦田3384番地
大沢俊之	北佐久郡立科町大字茂田井1622番地2
翠川昇	北佐久郡立科町大字芦田573番地
中村昌訓	北佐久郡立科町大字芦田2513番地2
岩下昌一	北佐久郡立科町大字芦田1440番地

## 退任

氏名	住所
----	----

武重史郎	北佐久郡立科町大字茂田井1581番地4
宮下幸直	北佐久郡立科町大字塩沢764番地
宮沢袈裟義	北佐久郡立科町大字桐原919番地
関康弘	北佐久郡立科町大字藤沢496番地
山浦六男	北佐久郡北御牧村大字下之城370番地
小松勝亜	北佐久郡立科町大字芦田2886番地1
加藤正弘	北佐久郡立科町大字山部347番地3
両角秋男	北佐久郡立科町大字牛鹿2135番地
中村朝男	北佐久郡立科町大字牛鹿1632番地
山浦建夫	北佐久郡立科町大字字山349番地
市川元一	北佐久郡立科町大字藤沢468番地

## 監事

## 新任

氏名	住所
----	----

武重貞夫	北佐久郡立科町大字芦田2630番地
飯島太郎	北佐久郡立科町大字山部1725番地1
武重徳一郎	北佐久郡望月町大字茂田井2143番地2

## 重任

氏名	住所
----	----

六川昌幸	北佐久郡立科町大字塩沢1092番地
------	-------------------

## 退任

氏名	住所
----	----

竹花政彦	北佐久郡立科町大字山部1472番地
武重勝次	北佐久郡望月町大字茂田井2142番地4

土地改良課
-------

## ○公 告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月22日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

## 理 事

新 任

氏 名

住 所

母 袋 創 一

上田市大字下塩尻734番地1

退 任

氏 名

住 所

平 尾 哲 男

上田市常田2丁目23番27号

土地改良課

## ○公 告

駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月22日

長野県上伊那地方事務所長 鈴 木 良 知

## 理 事

新 任

氏 名

住 所

伊 藤 和 正

駒ヶ根市東伊那636番地

滝 沢 好 雄

駒ヶ根市東伊那2760番地

松 井 昭 彦

駒ヶ根市中沢12022番地

北 原 正 一

駒ヶ根市中沢3470番地

所 河 寿 一

駒ヶ根市中沢2844番地

山口久人	駒ヶ根市中沢1827番地2
北村義夫	駒ヶ根市下平3531番地
退任	
氏名	住所
石塚五登	駒ヶ根市東伊那366番地
伊藤一光	駒ヶ根市東伊那786番地
下島庫男	駒ヶ根市飯坂2丁目20番18号
林喜平	駒ヶ根市中沢3555番地
野溝幸雄	駒ヶ根市中沢2850番地イ
寺平克巳	駒ヶ根市中沢2588番地
辰野俊治	駒ヶ根市下平2158番地1

## 監事

## 新任

氏名	住所
松崎勝彦	駒ヶ根市東伊那306番地
下島庫男	駒ヶ根市飯坂2丁目20番18号
森安勝	駒ヶ根市中沢3640番地1
野溝幸雄	駒ヶ根市中沢2850番地イ
辰野俊治	駒ヶ根市下平2158番地1

## 退任

氏名	住所
伊藤健介	駒ヶ根市東伊那798番地
五味明巳	駒ヶ根市中沢12150番地1
木下貞治	駒ヶ根市中沢3455番地
竹村達男	駒ヶ根市中沢2548番地1
宮沢秀一	駒ヶ根市下平3443番地1

土地改良課

## ○公 告

木曾郡山口村による下山口地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年4月22日

長野県木曾地方事務所長 望 月 孝 光

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成14年4月23日から5月23日まで
- 3 縦覧の場所  
木曾郡山口村役場

農 村 整 備 課

## ○公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び第11条の6第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成14年4月22日

長野県公安委員会

## 1 実施日時及び場所

区 分	実 施 期 日	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習	平成14年 6月10日(月)から 6月14日(金)まで	午前9時から 午後5時まで	長野市岡田町98番地6 警察職員センターあさひ荘 電話 026-226-6076
機械警備業務管理者講習	平成14年 6月19日(水)から 6月21日(金)まで	同 上	同 上

## 2 講習予定人員

- (1) 警備員指導教育責任者講習 60名程度
- (2) 機械警備業務管理者講習 40名程度

## 3 受講対象者（警備員指導教育責任者講習に限る。）

次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

## 4 受講の手続

## (1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書又は機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真）をはって、住所地を管轄する警察署（県外に住所を有する者にあつては、長野県内の最寄りの警察署）に申し込むこと。

なお、警備員指導教育責任者講習を受けようとする者は、3に該当する旨を証明する次のいずれかの書類2通を申込書に添付すること。

ア 3の(1)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 3の(2)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する1級の検定に係る合格証の写し

ウ 3の(3)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## (2) 申込みの受付期限

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受付期限は、平成14年5月24日（金）までとする。

なお、講習予定人員に達した場合は、申込受付期限内であっても受付を締め切ることがある。

## (3) 手数料

警備員指導教育責任者講習にあつては3万7,000円、機械警備業務管理者講習にあつては3万8,000円を長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 5 その他

- (1) 本講習は、社団法人長野県警備業協会（長野市中御所1丁目5番1号）に委託し



て実施する。

- (2) 受講当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問い合わせ及び申込書の請求は、最寄りの警察署生活安全課又は生活安全・刑事課に行くこと。

生活安全企画課

### ○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により松本市笹部2丁目6番14号乾芳郎ほか5名から提出された住民監査請求について、同条第3項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

平成14年4月22日

長野県監査委員	島 田 基 正
同	柳 沢 政 安
同	内 田 雄 治
同	柳 澤 賢 二

13監査第64号

平成14年4月18日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員	島 田 基 正
同	柳 沢 政 安
同	内 田 雄 治
同	柳 澤 賢 二

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成14年2月19日に提出のあった標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

## 長野県職員に関する措置請求の監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求人

松本市笹部2丁目6番14号	乾 芳郎
松本市征矢野1丁目9番23号	鎌崎孝雄
上伊那郡箕輪町大字中箕輪1073番地9	水野輝泰
小県郡東部町大字本海野202番地	成澤 明
長野市川中島町四ツ屋844番地5	松宇 肇
小県郡東部町大字本海野926番地1	馬場藤治

請求人代理人

松本市開智2丁目2番5号 弁護士 野村 尚

## 2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年2月19日である。

## 3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

- (1) 全日本同和会長野県連合会から提出された「平成12年度同和对策事業委託実施報告書」は虚偽の記載がある（疎明書による）。それにもかかわらず知事が本報告書を受け入れたことは、同連合会に給付した同和对策事業委託費が正当に費消されたことと知事がみなしたことになるから、公金の支出の上で不当な財務会計行為である。この知事の行為により、同連合会及び同構成員個人の恣意的な委託費費消を許すおそれがある。よって知事は本報告書の記載の是正及び虚偽報告事業に支出した金額の返還を請求するべきである。
- (2) 前1項の報告書に基づき、知事が出金した平成13年度の全日本同和会長野県連合会への委託金給付は、出金額の判断の基準たる「前年度実績報告書」が虚偽であるが故に、その全部につき不当である。これは公金の支出の上で不当な財務会計行為である。この知事の行為により、同連合会及び同構成員個人の恣意的な委託費費消を許すおそれがある。よって知事は同連合会への本年度給付を差止め、既給付金の返還を請求するべきである。
- (3) 昭和58年に長野県が全日本同和会長野県連合会に売却した不動産（土地）につき、売却条件の成否につき知事は監督を懈怠している。知事の任務懈怠は、契約の履行の上で不当である。この知事の為さざる行為により、県の財産が県民の利益を離れ、同連合会及び同構成員個人に恣意的に処分される恐れがある。よって、知事は同連合会に対し条件不成を理由に契約解除をなすか、又は条件成就の促進

を同連合会に促すべきである。

#### 4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年2月19日にこれを受理した。

#### 5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年3月1日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

### 第2 監査の実施

#### 1 監査対象事項

県が全日本同和会長野県連合会（以下「連合会」という。）に委託して実施した平成12年度及び13年度の同和対策委託事業（以下「委託事業」という。）並びに県が昭和58年に連合会に売払いを行った土地（以下「売払土地」という。）について監査対象とした。

#### 2 監査対象機関

社会部人権・同和政策課及び土木部監理課について監査を実施した。

#### 3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、関係人として、連合会会長斎藤栄市（以下「連合会会長」という。）に対して調査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

#### 1 平成12年度及び13年度の委託事業について

##### (1) 委託事業についての事実関係の確認

監査対象機関からの事情聴取及び関係人調査を実施するとともに、関係法令等との照合、関係書類等の調査を行った結果、事実関係について下記のとおり確認した。

##### ア 委託事業の概要

当該事業は、同和問題に関する啓発、研修及び同和対策推進事業について連合会に委託して実施するもので、事業内容は以下のとおりである。

##### (ア) 啓発事業

同和地区住民に対し、部落解放の本質を理解させるための啓発事業の実施

##### (イ) 研修事業

同和地区住民に対し、同和問題の正しい理解と認識を深めるための研修会、研究会等の実施及び関係諸団体の主催する研究会、研修会に代表を出席させる等の研修事業の実施

## (ウ) 職業相談事業

同和地区住民に対し、雇用の安定と就職の促進を図るための相談及び指導事業の実施

## (エ) 経営指導事業

同和地区の商工業者の経営の改善及び安定を図るための相談及び指導事業の実施

## (オ) 生活相談事業

同和地区住民の要請により又は必要に応じた生活相談事業等の実施

## (カ) 営農相談事業

同和地区農林家の経営の安定と所得の向上を図るための営農特別指導等の実施

## (キ) 食生活改善事業

同和地区住民の食生活改善を推進し、健康増進を図るための食生活改善事業の実施

上記(ア)から(キ)までの事業は、委託契約書において事業別の金額が示されており、それぞれの事業の5%を超えて流用してはならないと定められている。また、契約締結後の事情により委託事業を遂行することが困難となったときは、その都度県に申し出てその指示を受けること、さらに、委託料の増減を要するときは、県と連合会が協議の上、変更契約を締結することが定められている。

## イ 委託事業の委託期間及び委託料

## (ア) 平成12年度

## a 委託期間

平成12年4月3日から平成13年3月31日まで

## b 委託料

当初契約(平成12年4月3日付け) 25,802,000円

変更契約後(平成13年2月22日付け) 26,486,000円

## (イ) 平成13年度

## a 委託期間

平成13年4月2日から平成14年3月29日まで

## b 委託料

当初契約(平成13年4月2日付け) 25,826,000円

変更契約後(平成14年3月1日付け) 25,000,000円

なお、上記の委託料について、平成12年度は平成12年5月11日外4回で全額が支払われている。平成13年度は平成13年6月7日外2回で21,826,000円が支払われており、残額は平成13年度の出納整理期間中に支払われる予定とされている。

## ウ 委託事業の実績確認

本件請求に係る事実関係を確認するため、平成12年度及び13年度の委託事業の実施状況及びこれに係る経費の支出状況について、人権・同和政策課が連合会において関係書類の調査を行い、下記のとおり確認した。

## (ア) 平成12年度の委託事業の実施状況

委託事業の実績については、委託契約書の規定に基づき、平成13年3月31日付けで連合会から平成12年度の委託実施報告書(以下「報告書」という。)が提出されている。

報告書の提出を受けて事業の実績を確認する際、人権・同和政策課では口頭により実施内容を確認したものの、支出内容の細部までの確認は行っていないかった。

そこで、連合会が保管していた会議資料等及び請求人から証拠書として提出された参加者名簿等を基に調査を行うとともに、連合会会長及び事務局から聞き取りを行った。

その結果、啓発・研修事業については、平成12年度の報告書に記載されている43事業のうち36事業が実施されていることが確認された。残りの7事業については、連合会に会議資料等が保管されていないことから確認ができなかった。なお、連合会では本件請求を行った請求人らが所持している書類があるとしている。

確認された事業のうち、実施日や実施内容が報告書の記載と異なっている事業が5事業見受けられたほか、出席延べ人員については、報告書の記載内容と実態に大きな相違があった。また、報告書に記載されていない事業で、実施が確認された事業が少なくとも6事業あった。

経営相談などの相談事業については、相談実績を確認したところ、連合会本部及び一部の支部で実施されていることが確認された。しかし、実施回数、実施日、出席延べ人員については、報告書の記載内容と実態に大きな相違があった。

## (イ) 平成12年度の委託事業に係る経費の支出状況

連合会事務局が収支を記帳していた出納帳については、連合会では本件請求を行った請求人らが所持しているとしている。このことから、パソコンに残されていたデータ及び連合会会長が所持していた書類等を基に整理し直した出納帳、連合会が保管していた領収書及び請求人から証拠書として提出された領収書について確認し、事業の実施状況の確認に用いた会議資料等と照合を図りながら調査を行うとともに、連合会会長及び事務局から聞き取りを行った。

その結果、事業の対象となり得る経費として確認された金額は28,936,581

円で、平成12年度の委託料26,486,000円を上回っていた。これらは啓発・研修事業に直接的に支出された経費及び各事業を実施するために必要な事務所借上料や通信費等の共通的な経費であった。しかし、相談事業については、事業が実施され相応の経費を要したものと見込まれるが、日常的に業務が行われており、どの支出が相談事業に要したもののかの確認はできなかった。なお、連合会では本件請求を行った請求人らが所持している領収書があるとしている。

また、事業間の流用に関して、委託契約書に定められている契約変更の手続は取られていなかった。

(ウ) 平成13年度の委託事業の実績

平成13年度の委託事業については、人権・同和政策課が会議資料や領収書等の証拠書類に基づき、事業の実施状況及びこれに係る経費の支出状況について調査したところ、事業は適切に執行されていることが確認された。

(2) 請求人の主張する事項についての判断

平成12年度の委託事業に関しては、会議資料や領収書等により確認された経費のほか、連合会に領収書等が保管されていないことから、出納帳の記載以外に証拠となる書類による確認ができない経費が見受けられた。

これらの出納帳の記載以外に確認ができない経費が、委託事業に係る経費として妥当かという点については、連合会会長及び事務局が事業の実施内容や経費の内容等を個々具体的に人権・同和政策課に対して説明しており、また、関係人調査において連合会会長に事情を確認したところ、これらが事業に関係のない経費とまでいうことはできない。さらに、請求人が主張するように会長が私的に支出したとの証拠も認められない。

よって、平成12年度の報告書の記載内容が実態と相違しており、委託契約書に示されている事業別の金額が事業間において流用されるなど不適切な点があるものの、委託事業の目的を達成するために経費が支出されており、また、委託事業以外に委託料が支出されたとも認められないことから、県に損害を与えているということとはできない。

平成13年度の委託事業に関しては、人権・同和政策課が会議資料や領収書等の証拠書類に基づき、事業の実施状況及びこれに係る経費の支出状況について調査したところ、事業は適切に執行されていることが確認されている。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

【意見】

同和対策委託事業に関して、平成12年度の報告書の記載内容が実態と相違していた上に、委託契約書に定められている契約変更の手続が取られていなかったことは、県が委託事業の実施状況を的確に把握せず、実績についても十分な確認を行っていなかった

たことが大きな要因であり、平成13年度についても、年度中途における実施状況の把握に不十分な点があり、これらの不適切な対応があったことは極めて遺憾なものと考ええる。

今後、同様の事態が生じることのないよう、事業の実施状況を的確に把握し、必要に応じ団体の指導を行うとともに、実績の確認についても適切に行われたい。

## 2 売払土地について

### (1) 売払土地についての事実関係の確認

監査対象機関からの事情聴取及び関係人調査を実施するとともに、関係法令等との照合、関係書類等の調査を行った結果、事実関係について下記のとおり確認した。

#### ア 売払土地の概要

当該土地は、一級河川田川の廃川敷地の一部として、昭和48年11月1日付けで廃川告示がされ、昭和58年3月4日付けで国から譲与を受けた後、売り払われたものであり、土地の概要は以下のとおりである。

- (ア) 所在 松本市大字芳川村井町字山ノ神1336番5
- (イ) 地目 雑種地
- (ウ) 地積 994.77㎡

#### イ 売払いの状況

連合会会長からは、昭和58年3月28日付け土地利用計画書及び同年3月29日付け県有財産売払申請書が提出されており、集会施設用地として利用したいとの申請に基づき、連合会会長に対して売払いが行われている。売買契約日は昭和58年7月22日、売買価格は19,587,100円であり、県有財産売買契約書には以下のような条件が付されている。

- (ア) 売買物件を集会施設の敷地として供しなければならないこと。(売買契約書第8条：指定用途)
- (イ) 集会施設の建設を昭和60年7月22日まで(契約から2年以内)に行うこと。(売買契約書第9条：指定期日)
- (ウ) 指定期日から5年間は集会施設の敷地とすること。(売買契約書第10条：指定期間)
- (エ) 契約日から指定期間満了日までは、第三者に転売し、または貸し付けてはならないこと。(売買契約書第12条)

これら用途指定等の条件について県は条件履行を求めてきたが、指定期日までに集会施設を建設し、指定期間内は集会施設敷地とするとの条件は履行されておらず、現在においても施設は建設されていない。

また、売買契約書において、契約条件が履行されない場合、県は契約を解除することができるものとされているが、連合会会長が資金事情から集会施設建

設に至っていないものの施設建設の意思が認められるとして、県は契約を解除しておらず、現在も連合会に対して集会施設を建設するよう求めている。

さらに、売買契約書において、指定期日、指定用途の変更等を必要とするときは、事前に詳細な事由を付した文書をもって県の承認を求めなければならないとされているが、連合会からこれらの変更等に係る申請はされていない。

なお、売払土地の名義は、連合会が法人格を有していなかったことから、昭和58年9月27日付けで連合会会長個人に所有権移転登記されており、現在も登記は会長個人の名義となっている。

## (2) 請求人の主張する事項についての判断

売払土地の売買に関しては、売買契約書に条件を付した上で、関係法令等に基づき適正に処分されていることが認められる。

そこで本件請求において監査対象となり得るのは、連合会の契約条件の不履行により発生した契約解除の権利を県が行使しないことが、違法、不当な財産の管理を怠る事実にあたるかという点にあると考えられるので、これについて判断する。

売払土地については、売買契約書に定められている条件が履行されていない上に、指定期日、指定用途の変更等の手続が取られていないなど不備な点が見受けられる。しかし、県が契約を解除するかしないかについては、状況を総合的に勘案した上で知事が行政施策上の判断により決定すべきものと考えられ、また、連合会会長に集会施設建設の意思が認められることから、県が契約を解除しないことが違法、不当とまでいうことはできない。さらに、県は現在も連合会に対して集会施設を建設するよう求めていることが認められる。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

監査委員事務局

平成14年4月22日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)  
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係  
〒380-8570 (県庁専用番号)  
長野市大字南長野字幅下692の2  
電話 026(235)7061



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています